

特定調達品目及びその判断の基準等の見直し（案）のポイント

○見直しを行う主な点（案）

平成23年2月に閣議決定した「基本方針」から見直しを行う主な点（案）は、以下のとおり。

分野	見直しの内容（案）
家電製品	<ul style="list-style-type: none"> ● 定格内容積 350 リットル以下の電気冷蔵庫については、判断の基準を満たす製品が市場に十分供給されていないことから、経過措置を延長 ● 定格内容積 350 リットル超 400 リットル以下の電気冷蔵庫については 1 年間経過措置を延長 ● 定格内容積 400 リットル超の電気冷蔵庫については 1 年間の経過措置の終了 ● テレビジョン受信機について地上デジタル放送対応の削除、エネルギー消費効率に係る 1 年間の経過措置の終了 ● 公共向けを除く温水洗浄便座（瞬間式）に係る 1 年間の経過措置を終了 ● 暖房便座、温水洗浄便座（貯湯式）については判断の基準を満たす製品が市場に十分供給されていないことから、経過措置を延長
エアコンディショナー等	<ul style="list-style-type: none"> ● エアコンディショナーに係る 1 年間の経過措置を終了
照明	<ul style="list-style-type: none"> ● LED 照明器具及び LED ランプに係る判断の基準等を見直し
自動車等	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車に係る判断の基準等を見直し
設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 日射調整フィルムについて判断の基準を見直し（可視光線透過率の高いフィルムの追加）
公共工事	<ul style="list-style-type: none"> ● ビニル系床材について判断の基準を見直し ● 高日射反射率塗料について判断の基準を見直し
役務	<ul style="list-style-type: none"> ● 印刷に係る判断の基準等を見直し ● 食堂において使用する食材について、地域の農林水産物の利用の促進の観点配慮事項として設定 ● 飲料自動販売機設置については、低 GWP 冷媒機の市場への供給状況を踏まえ、経過措置を 1 年間に限り延長